

1 目的

本市ふるさと納税事業に賛同いただき、次の目標を達成するため、寄附者へのお礼品として贈呈する商品・サービス（以下、「返礼品」という。）を提供いただける事業者（以下「提供事業者」という。）を募集します。

- ア 安城市が、ふるさと納税制度を通じて、全国に向けて安城市の地場産品をはじめとする魅力を発信し、地域の活性化（持続可能性の向上）につなげていくこと
- イ 市内事業者が、ふるさと納税制度により、自社サービスが地域の活性化に貢献し、その貢献によって販路拡大などにつながったと実感できること
- ウ 寄附者が、ふるさと納税等による寄附により、「地域の活性化に貢献した（力になった）」と実感できること

2 提供事業者の要件

提供事業者は、次の要件のいずれにも適合する事業者とします。ただし、本市及び取りまとめ業者が協議のうえ、提供事業者として適当でないと認めた場合は参加できないことがあります。

- ア 法人その他の団体又は個人事業者であること
- イ 市内事業者は安城市税に、それ以外の事業者は国税に滞納がないこと
- ウ 企業の代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の構成員等でないこと
- エ 個人情報保護に関する法律及び関連法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること
- オ 各種法令を遵守した生産、製造、加工又はサービスを行っていること
- カ 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、取りまとめ業者との連絡が電子メールにて確実に取れる者であること

3 募集する返礼品

(1) 返礼品は、次の条件を全て満たす商品・サービスとします。

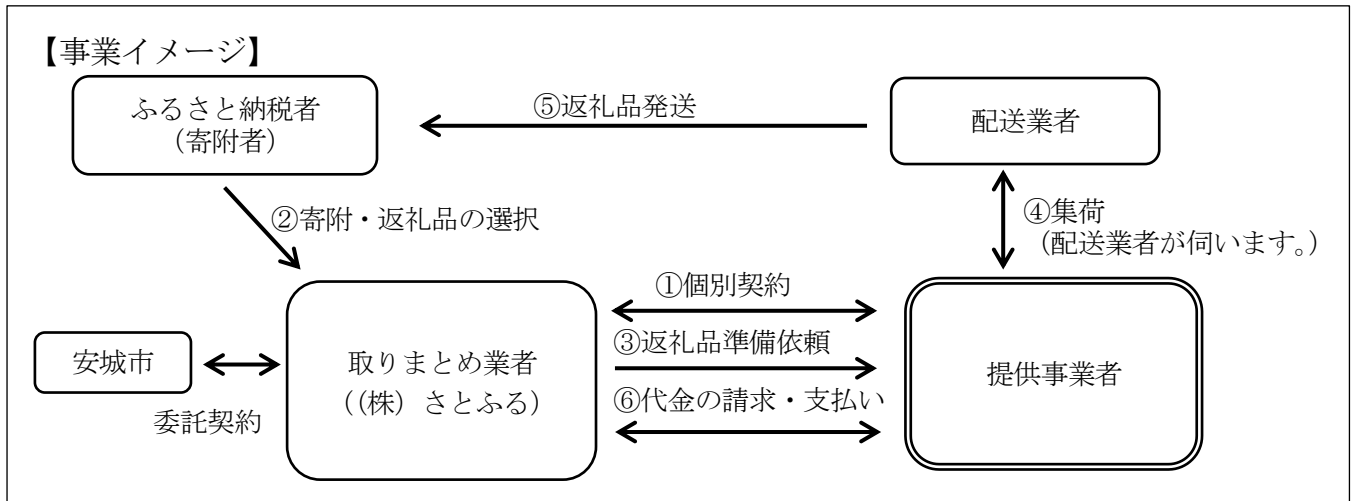
- ア 次のいずれかに該当すること
 - (ア) 市内で生産されたもの
 - (イ) 原材料の主要な部分が市内で生産されたもの
 - (ウ) 市内で製造、加工等の工程を行うことにより過半の価値が生じたもの
 - ※ 市内価値に関する証明書の提出が必要です。
 - (エ) 市内で提供されるサービス等
- イ 販売実績のある又は販売計画が構築された商品・サービスであり、品質及び数量において安定供給が見込めること。この場合において、期間限定及び数量限定で供給可能なものを含む。
- ウ 飲食物の場合は、出荷後7日程度の賞味期限を有していること

(2) 返礼品の提供価格及び寄附金額は、次のとおりとします。

- ア 返礼品の提供価格は、本体価格のほか梱包代・消費税を含めた価格とすること
- イ 返礼品の寄附金額の設定については、法令を遵守し、経費等を勘案し、本市が個別に決定すること

4 提供事業者のメリット

- (1) ふるさと納税ポータルサイト（最大19サイト [令和8年4月1日現在]）に返礼品の画像、商品・サービス名、事業者名などを掲載します。
- (2) 返礼品発送時に、提供事業者の製品等のパンフレットを同封していただくことで、当該製品の販売促進、PRが可能です。



5 取りまとめ業者

効果的な運営、安心安全を考慮した返礼品の手配、顧客・配送等に係るデータ管理の適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があるため、次の業者を取りまとめ業者として指定しています。

【取りまとめ業者】

所在地：東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン1 3F
 名称：株式会社さとふる
 TEL：03-6895-1883

6 申込方法

次の様式を記入し、下記問い合わせ先へお申し込みください。

ア 「ふるさと寄附金返礼品提供事業者申請書（様式1）」（全事業者）

イ 「誓約書（様式2）【食品取扱事業者のみ】」（食品取扱事業者）

7 個人情報の取扱い

- (1) 提供事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守する必要があります。
- (2) 寄附者の個人情報は、ふるさと納税の返礼品の送付以外の目的で使用することができません。ただし、返礼品発送時に同封する自社パンフレット等により、改めて寄附者から商品申込み等があった場合に入手された個人情報は対象外です。

8 その他留意事項

- (1) 提供事業者は、あらかじめ申込みをした返礼品を変更し、又は辞退する場合は、速やかに取りまとめ事業者（株）さとふるへ報告するものとします。
- (2) 提供事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については取りまとめ業者へ報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応については、市は一切責任を負いません。
- (3) 市は、登録された事業者が本要項2及び3に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を中止することがあります。

9 問い合わせ先

安城市役所 企画政策課公民連携係

電話：0566-71-2204 電子メールアドレス：kikaku@city.anjo.aichi.jp